

第2次大阪府歯科口腔保健計画(案)に対する意見等と大阪府の考え方

【募集期間】 平成30年1月19日(金曜日)から平成30年2月19日(月曜日)まで
 【募集方法】 電子申請、郵便、ファクシミリ
 【意見等の数】 2名から延べ2件(うち公表を望まないもの0件)

寄せられたご意見等の概要、ご意見等に対する大阪府の考え方は下記のとおりです。

No.	ご意見・ご提言	大阪府の考え方
第5章 取組みと目標(P25)		
1	<p>タバコ・喫煙対策について</p> <p>喫煙者は歯周病で歯を失う人が多くいます。受動喫煙でも同様のリスクがあり、禁煙により、本人及び周りの家族など受動喫煙者でも、歯肉炎・虫歯・歯喪失・義歯修正等の減少が期待され、末永くよく噛み味わえるようになります。</p> <p>歯周病以外に、口内炎や舌がん、食道がんなども喫煙・受動喫煙と因果関係が多々あります。これらも強調し、施策・啓発が重要です。</p> <p>8020キャンペーンのためには上記が不可欠です。</p> <p>施策として、例えば</p> <p>(1)喫煙、受動喫煙のタバコに、非燃焼の加熱式タバコ等の新型タバコも含める</p> <p>(2)今進められている国の「健康増進法の改正」を見越して、管轄内公共的施設・場所の屋内全面禁煙の自主的実施が望まれるので、庁舎内(議会棟、出先を含め)、出先や関係機関等の「敷地内or屋内全面禁煙」の周知徹底・要請</p> <p>(3)東京都子どもを受動喫煙から守る条例と同様の条例制定が望まれる</p> <p>(4)「分煙」では煙は必ず漏れます。公共施設や飲食店・職場等や家庭内で、全面禁煙の徹底・推奨をよろしく願います。</p> <p>(5)禁煙治療の保険適用施設が増えるよう、施策での取り組み要請をよろしく願います。</p> <p>また敷地内禁煙となっていない病院がある場合は、改善要請・支援をよろしく願います。</p>	<p>・喫煙と歯周病に関する理解が深まるよう、府民への普及啓発を進めてまいります。</p> <p>・加熱式たばこ等の新型たばこについては、国の受動喫煙防止対策を踏まえた取扱いとしたいと考えています。</p> <p>・望まない受動喫煙を防止するために、健康増進法の規定の趣旨を踏まえて取組みます。</p>
2	<p>p.27, 29 府民の行動目標のうち「喫煙や糖尿病が歯と口の健康と関係することを正しく理解します。」について</p> <p>加熱式タバコについてもやはり歯と口の健康に破壊的悪影響を及ぼすので、そのことの周知も取り組みに加えられるたい。加熱式タバコへと切り替えることにより、「禁煙」に成功したとする誤解が蔓延しているが、歯と口の健康のためには加熱式タバコも使用しないことが重要である。</p>	<p>・加熱式たばこ等の新型たばこについては、国の受動喫煙防止対策を踏まえた取扱いとしたいと考えています。</p>